

吸收分割に係る事前開示書面（追加）
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2025 年 12 月 29 日

株式会社 kubell

2025年12月29日

吸收分割に係る事前開示書面（追加）

東京都港区南青山一丁目24番3号
株式会社kubell
代表取締役 山本 正喜

株式会社kubell（以下「承継会社」といいます。）は、ペイトナー株式会社（以下「分割会社」といいます。）との間で2025年11月25日に吸收分割契約書（以下「本契約」といいます。）を締結し、2026年1月1日を効力発生日として、分割会社の営む「ペイトナー請求書」サービスに係る事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本分割」といいます。）を行うこととしていましたが、2025年12月29日に本分割の効力発生日の変更に係る変更覚書を締結しました。

そのため、本分割に関し、承継会社が会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき2025年11月26日に備置した吸收分割に係る事前開示書面の記載事項の一部に変更が生じましたので、会社法施行規則第192条第8号に基づき、以下のとおり、変更後の事項を開示します（変更箇所は下線部のとおり）。

1. 吸收分割契約の内容（会社法第794条第1項）

（変更前）

本契約の内容は、別紙1のとおりです。

（変更後）

本契約の内容は、別紙1のとおりです。また、承継会社及び分割会社は、別紙1-2のとおり、2025年12月29日に変更覚書を締結しました。

以上

別紙 1-2 変更覚書の内容

(別添のとおり)

変更覚書

(吸收分割契約書における効力発生日の変更等)

ペイトナー株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社kubell（以下「乙」という。）は、甲と乙との間の2025年11月25日付け吸收分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、以下のとおり、変更覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、本覚書で別途の定義がされない限り、原契約において定義された用語は、本覚書においても同一の意義を有するものとする。

第1条（原契約の変更）

1. 甲及び乙は、原契約第3条の2を、次のとおり変更することに合意する（変更箇所は下線部のとおり）。

（変更前）

1. 本事業に関し甲が本サービスの利用者との間で締結している本サービスの利用に係る契約（以下「対象契約」という。）に基づく売上（2025年8月から同年10月までの間における1ヶ月あたりの平均売上とする。）に対する、効力発生日において承継した対象契約に基づく売上（2026年1月から同年2月までの間における1ヶ月あたりの平均売上とする。ただし、当該平均売上の算定においては、効力発生日前から内在していた問題に起因して生じたものではなく、専ら乙の責めに帰すべき事由（効力発生日以降の乙による顧客対応の不備、又は乙による通常業務の範囲を超える長期メンテナンスの実施を含むが、これらに限定されない。）に起因して生じた売上の減少分は、当該平均売上額に加算するものとする。）の割合（百分率で算出し、小数点以下四捨五入）（以下「本割合」という。）が90%を下回る場合、乙は、2026年3月10日までに、甲に対し、本割合が90%を下回る旨及び本割合を報告する。
2. 前項の報告があった場合、甲は、2026年3月末日までに、乙に対し、次の算式で求まる金額（小数点以下四捨五入）を支払う方法で、乙に対して本対価を返還する。

（後略）

」

（変更後）

1. 本事業に関し甲が本サービスの利用者との間で締結している本サービスの利用に係る契約（以下「対象契約」という。）に基づく売上（2025年8月から同年10月までの間における1ヶ月あたりの平均売上とする。）に対する、効力発生日において承継した対象契約に基づく売上（2026年2月から同年3月までの間における1ヶ月あたりの平均売上とする。ただし、当該平均売上の算定においては、効力発生日前から内在していた問題に起因して生じたものではなく、専ら乙の責めに帰すべき事由（効力発生日以降の乙による顧客対応の不備、又は乙による通常業務の範囲を超える長期メンテナンスの実施を含むが、これらに限定されない。）に起因して生じた売上の減少分は、当該平均売上額に加算するものとする。）の割合（百分率で算出し、小数点以下四捨五入）（以下「本割合」という。）が90%を下回る場合、乙は、2026年4月10日までに、甲に対し、本割合が90%を下回る旨及び本割合を報告する。
2. 前項の報告があった場合、甲は、2026年4月末日までに、乙に対し、次の算式で求まる金額（小数点以下四捨五入）を支払う方法で、乙に対して本対価を返還する。

（後略）

」

2. 甲及び乙は、原契約第5条を、次のとおり変更することに合意する（変更箇所は下線部のとおり）。

(変更前)

「本分割の効力発生日は、2026年1月1日（以下「効力発生日」という。）とする。
但し、本分割の手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを合意により変更することができる。」

(変更後)

「本分割の効力発生日は、2026年2月1日（以下「効力発生日」という。）とする。
但し、本分割の手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを合意により変更することができる。」

第2条（雑則）

1. 本覚書は、原契約と一体をなすものであり、本覚書に定めるもののほかは、原契約の規定が適用される。また、本覚書は、その締結日に効力を生じ、原契約の終了とともにその効力を失う。
2. 本覚書は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。また、本覚書に起因又は関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

本覚書締結の証として、本覚書の原本を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年12月29日

甲：東京都港区虎ノ門5-9-1
ペイトナー株式会社
代表取締役社長 阪井 優

乙：東京都港区南青山1-24-3 WeWork乃木坂
株式会社kubell
代表取締役 山本 正喜